

平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日
防 衛 省

自衛隊法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令
の整備に関する政令について

「自衛隊法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 2 5 年政令第 3 5 6 号）」については、自衛隊法等の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 1 0 0 号）の一部の施行に伴い、防衛省組織令（昭和 2 9 年政令第 1 7 8 号）他関係政令で規定されている「防衛医科大学校の学生」について、所要の改正を行ったところです。

この政令の第 3 条のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和 3 5 年政令第 2 9 2 号）の改正については、自衛官となるべき者であるため国による身体障害者の雇用の促進を図るべき職員から除かれている「学生」から、防衛医科大学校で教育訓練を受ける「保健師及び看護師である技官となるべき者」を除くものです。

また、この政令の第 4 条のうち、防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成 1 2 年政令第 3 8 8 号）の改正については、非常勤の職員として、他の条項で人事交流の対象から除かれる防衛医科大学校で教育訓練を受ける「保健師及び看護師である技官となるべき者」について、二重規定となることを防止するため、防衛医科大学校の学生から除くものです。

これらの 2 つの政令改正は、行政手続法第 3 9 条第 4 項第 8 号で定める「他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき」に該当することから、同法に定める意見公募手続（パブリックコメント）は実施しておりません。

なお、この政令の他の改正部分は意見公募手続の適用除外となっています。

以 上

問い合わせ先

住 所：〒1 6 2－8 8 0 1

東京都新宿区市谷本村町 5－1

防衛省人事教育局衛生官付

電話番号：（代表）0 3－3 2 6 8－3 1 1 1 内線 2 0 6 3 5

F A X：0 3－3 2 6 0－6 5 1 7